

財政健全化への基本方策

～ 概要版 ～

- 神奈川県では、平成10年度に23年ぶりの赤字団体となったことを契機として、12年3月に12年度から16年度までの5年間を対象とした「財政健全化の指針」を策定し、職員数の削減や給与費の抑制をはじめ、全庁あげて徹底的な行財政改革の取組みを進めたことで、何とか赤字団体に転落することなく財政運営を続けてきました。
- しかし、不安定な税収構造や、義務的経費の比率が高く硬直化した歳出構造であるという本県の根本的な財政上の課題解決には至っておらず、依然として本県の財政基盤は脆弱で構造的な赤字体質にあります。
- こうした中で、本県の今後5年間の財政収支を見通しますと、
 - ・ 歳入総額が好転しない一方で、
 - ・ 歳出面では、公債費や介護・措置・医療関係費といった義務的経費の大幅な増加が避けられないことから、極めて厳しい財政状況が続くものと考えられます。
- そこで、新たに平成17年度から21年度を対象とする「財政健全化への基本方策」を策定し、着実に取り組むことで財源不足の解消はもとより、本県の財政構造の根本的な課題を解決し、真の財政健全化を実現したいと考えています。

平成17年3月

神奈川県

I これまでの取組み

1 「財政健全化の指針」における対策と財源確保の状況

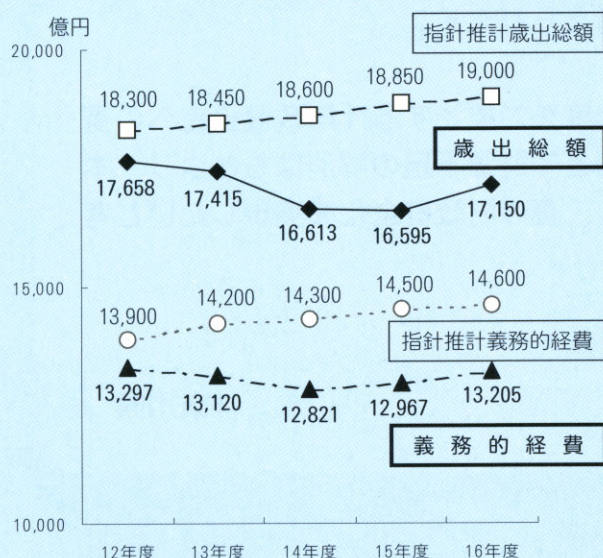
平成12年3月に策定した「財政健全化の指針」では、16年度までの5年間で、1兆150億円もの財源不足が発生すると見込まれましたが、「本県独自の対策」を中心に、財源不足額の全額を確保することができました。

財源確保の状況

(単位：億円)

項目	財源確保目標額	財源確保額	期間中の主な取組み
一般施策経費の抑制	900	2,207	既定事業の見直し、県単土木事業費の抑制等
人件費の抑制	1,200	3,682	給料及び調整手当の減額、管理職手当の減額、知事部局職員数の削減等
公債費の抑制	1,800	2,400	銀行等引受債の償還積立率の抑制、県債の新規発行の抑制等
歳出の抑制計	3,900	8,289	
自主財源の確保	1,350	1,254	不動産売却・リースバック、貸付債権活用・資金化、企業会計繰入金等
本県独自の対策計	5,250	9,543	
地方税財政制度の改革計	4,900	—	外形標準課税の一部導入、個人所得課税による税源移譲に向けた取組み
その他の変動要素	—	607	県税収入の増減、地方交付税の増減等
財源確保額合計	10,150	10,150	

「財政健全化の指針」での推計額と予算額との比較



平成12年度以降、①施策・事業の見直しに加え、②職員数の削減や給与費の抑制に取り組み、警察官や教職員が増員となる中であっても、人件費総額の抑制を達成することができたこと、③県債の発行を極力抑制し、公債費の伸びを抑えてきたことなどから、「財政健全化の指針」で想定していた歳出規模より、実際の予算は相当に低く抑えることができました。

2 「財政健全化の指針」の目標への取組み状況と課題

「財政健全化の指針」の目標と取組み状況

〔財政収支の均衡を目指す〕

平成12年度以降、財政収支を均衡させた上で、さらに決算黒字も維持してきています。

〔無理のない財政運営の土台を築く〕

行財政改革への取組みにより、今後抑制基調の歳出が可能となる「土台」を一定程度築くことができました。

〔身の丈にあった予算規模を目指す〕

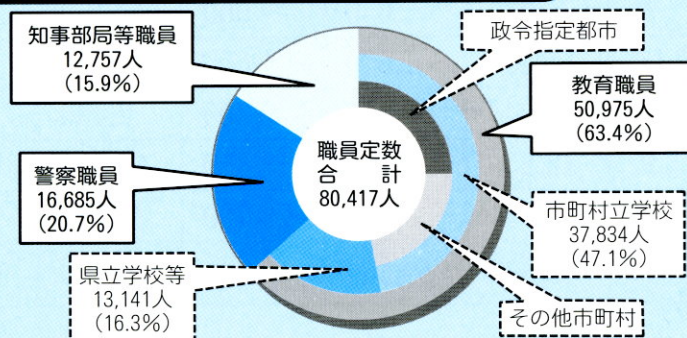
臨時的な歳入と臨時財政対策債により、どうにか財政運営を行っている実状にあり、実現にはほど遠い状況です。

「財政健全化の指針」に沿って財政健全化に取り組んできましたが、なお本県財政は、次のような課題を抱えています。

硬直化した歳出構造

政令指定都市が道路整備や福祉施策等を担う一方、県では法令に基づき、政令指定都市を含む多くの人口に見合った多くの警察官や教職員を配置し、その人件費を県が負担していることなどから、本県の歳出総額に占める義務的経費の比率は依然として高水準にあり、柔軟性を欠く、硬直化した歳出構造となっています。

神奈川県職員条例定数（平成17年4月1日現在）

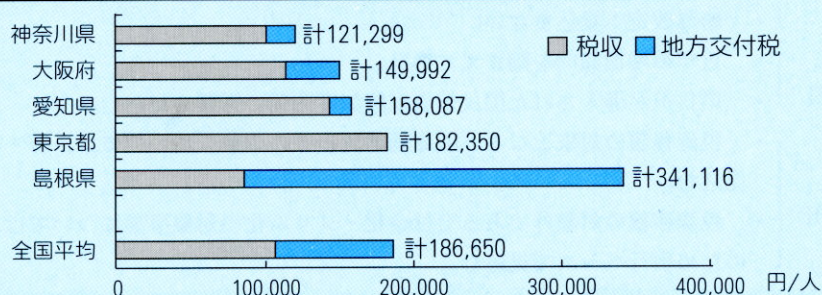


不安定・不十分な歳入構造

歳入の大宗を占める県税収入が法人二税を主力としているため、景気に左右され、安定的に伸長する歳入予算が確保できない状況となっています。

また、本県の人口一人当たりの県税収入と地方交付税の合計額は、都道府県の中で最下位であるなど、財政需要に見合う十分な一般財源が措置できないといったことが課題となっています。

県民一人当たりの税収及び地方交付税の合計（平成15年度）



Ⅱ 中期財政見通し (平成17～21年度)

ここに示す「中期財政見通し」は、平成17年度当初予算をベースとして、一定の前提条件のもとに、本県の財政収支が今後どのように推移するか、現時点で見込める17・18年度の「三位一体の改革」の内容を織り込んで推計しました。

推 計 結 果

(単位：億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
県 税	9,354	9,500	10,600	11,050	11,400
地 方 交 付 税	1,200	1,100	1,000	900	750
県 債	1,355	1,400	1,400	1,400	1,400
そ の 他	3,886	3,600	2,500	2,400	2,400
うち国庫支出金	1,986	1,750	1,830	1,740	1,750
歳 入 合 計 A	15,795	15,600	15,500	15,750	15,950
人 件 費	8,068	8,300	8,450	8,350	8,300
うち退職手当	582	750	940	900	930
公 債 費	537	650	900	1,150	1,300
介護・措置・医療関係費	1,405	1,500	1,600	1,750	1,850
そ の 他	2,244	2,300	2,500	2,450	2,450
義 務 的 経 費	12,254	12,750	13,450	13,700	13,900
政 策 的 経 費	3,641	3,700	3,700	3,700	3,700
歳 出 合 計 B	15,895	16,450	17,150	17,400	17,600

5年間計

財源不足見込額 C=A-B	△100	△850	△1,650	△1,650	△1,650	△5,900
---------------	------	------	--------	--------	--------	--------

○ 主な前提条件

- 県 税
 - ・ 18年度税制改正において個人住民税所得割の税率が10%（うち3%が県税）にフラット化されるものとして見込む。
 - ・ 個人県民税は定率減税が19年度に廃止されるものとして見込む。
- 県 債
 - ・ 18年度以降は、当面の目標である1,400億円を限度として見込む。
- 人 件 費
 - ・ 職員定数：一般職員の増減は見込まない。教育職員は、児童・生徒数の自然増減に伴う増減等を見込む。警察職員は警察官、非常勤職員の計画増を見込む。
 - ・ 給与改定：見込まない。
- 介護・措置・医療関係費
 - ・ 近年の増加傾向を踏まえて推計。
 - ・ 県負担が導入された国民健康保険制度関係の影響も見込む。
- 「三位一体の改革」に係る歳出
 - ・ 税源移譲の対象となる「国庫補助負担金の改革」については、17・18年度の影響を見込む。
 - ・ 税源移譲の対象外である交付金化・スリム化の対象事業については、影響額が不明のため現行ベースで見込む。

Ⅲ この「基本方策」の目指すもの

本県財政を健全化するには、歳入の増加と安定化を図ると同時に、着実に歳出抑制を図ることで、「中期財政見通し」で見込まれる財源不足を解消するだけでなく、構造的な赤字体質から脱却することが必要です。

そこで、次に掲げた各項を目標とし、これに着実に取り組むことで、財政健全化の実現を目指すこととします。

1 財政運営全般

- ① まず、中期財政見通しで見込まれた財源不足を確実に解消するとともに、実質収支の黒字を維持します。
- ② 通常に確保できる歳入に見合った歳出規模としていきます。
- ③ 「選択と集中」を旨に、より一層財源の重点配分を行います。
- ④ 可能な限り基金造成を図ります。

2 歳入構造の改善

- ① 国と地方の事務配分に見合った税源配分を実現します。
- ② 中長期的な視点から企業誘致、産業活性化、雇用促進等を積極的に進めて県税の増収を図ります。

3 歳出構造の改善

- ① 義務的経費をできる限り圧縮するため、人件費の抑制、維持管理費等の節減を進め、公債費、税交付金等を除く義務的経費の比率を低下させます。
- ② 公債費負担をできる限り軽減するため、県債の新規発行を抑制し、県債現在高を減少に転じさせるとともに、県債依存度を引き下げます。

4 地域主権の実現等

- ① 国・県・市町村の役割分担を見直し、広域自治体としての県の役割・機能の純化に努めます。あわせて、民間活力の活用を図ります。
- ② 「三位一体の改革」の趣旨に則り、より地域実態や住民ニーズを反映した事業展開を図ります。

IV 財政健全化の具体的方策

～具体的方策の推進にあたって～

- これからお示する「具体的方策」では、まず、可能な限り「本県が独自に取り組む方策」により、着実な成果をあげるとともに、「地方税財政制度改革等の実現による方策」について、困難ではあっても、これまで以上に精力的に取り組むこととします。
- この「具体的方策」に果敢に取り組むことで、県としての行政水準を確保しながら、多額の財源不足を解消することはもとより、「硬直化した歳出構造及び不安定、不十分な歳入構造」という本県の財政運営上の根本的な課題を解決し、真の財政健全化を目指します。

[] は財源確保額

本県が独自に取り組む方策

2,800
億円

(1) 一般施策経費の抑制

[720億円]

施策・事業の見直し

- ・「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底による財源の重点配分

県行政のスリム化

- ・出先機関の再編
- ・内部コストの抑制

民間活力の活用

- ・指定管理者制度の導入
- ・県施設の民間への移譲
- ・民間への業務委託等

第三セクターの見直し

- ・統合、廃止、運営の自立化の促進

(2) 人件費抑制の取組み

[700億円]

職員数削減の継続的な取組み

- ・「行政システム改革の中期方針」に掲げた削減目標の達成に向けた着実な取組み

人件費の総額抑制

- ・財政状況に応じ、なお一層の人件費抑制への取組み

(3) 県債の新規発行抑制と後年度負担の軽減

県債の新規発行の抑制

- ・上限1,400億円の堅持
- ・県債依存度の低下
- ・県債現在高の減少

後年度負担の軽減

- ・銀行等引受債の満期一括償還元金の積立不足額の解消

(4) 自主財源の確保

[1,380億円]

税源の充実による
税収増加の取組み

課税自主権を
活用した取組み

税収確保対策の強化

未利用県有地の売却

柔軟・多様な
資金調達

地方税財政制度改革等の実現による方策

3,000
億 円

(1) 地方への税源配分を高める税制改革 [2,800億円]

地方消費税率の引き上げ
 ・国と地方の事務配分に見合う安定的・普遍的な税源移譲

地方道路譲与税の譲与基準の見直し
 ・税負担と道路の利用実態に見合った税配分

租税特別措置、非課税措置の整理・合理化
 ・地方税への影響を遮断

(2) 地方交付税制度の改革 [200億円]

大都市圏特有の財政需要の反映
 ・算定方法の見直し
 ・大都市圏の状況を踏まえた適切な算定

臨時財政対策債に代わる地方財政制度の設定
 ・19年度以降の財源措置の確保

(3) 国直轄事業負担金制度の廃止

地方負担の廃止
 ・国直轄事業負担金の廃止 ・維持管理費の廃止

(4) 政令指定都市の県費負担教職員制度の見直し

県費負担教職員給与の政令指定都市への移管
 ・教職員の任命権と給与費負担の一元化

財 源 確 保 額 (年度別集計表)

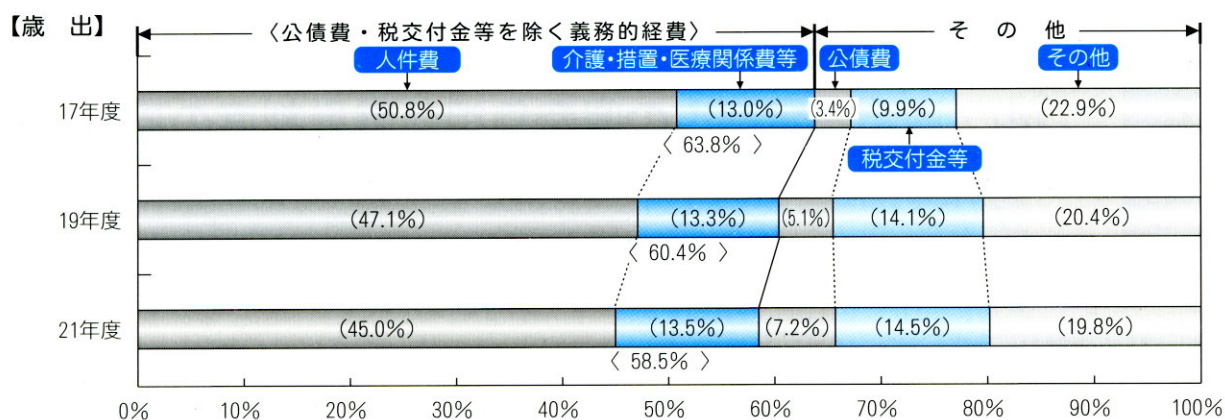
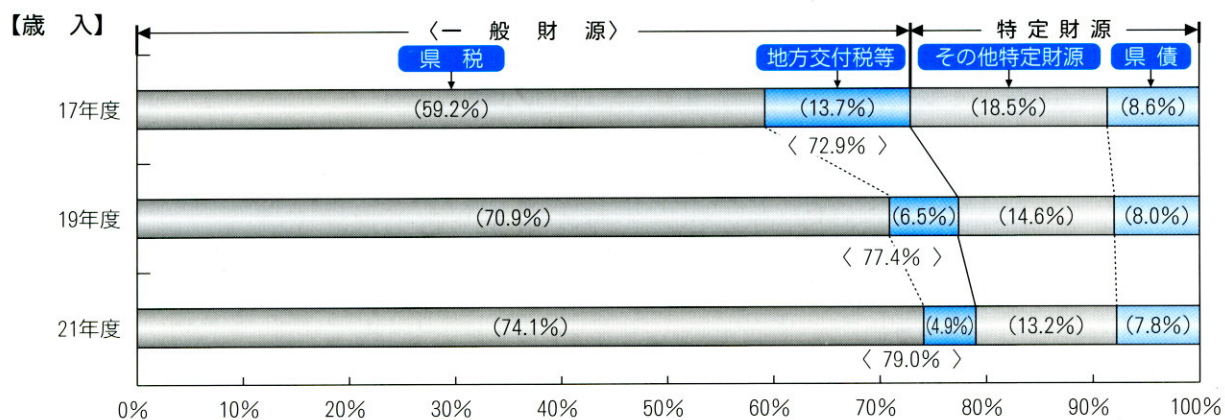
(単位：億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
財 源 不 足 額	△100	△850	△1,650	△1,650	△1,650	△5,900
・一般施策経費の抑制		180	180	180	180	720
・人件費抑制の取組み		160	180	180	180	700
歳 出 の 抑 制 計		340	360	360	360	1,420
・企業誘致による増収		20	30	40	50	140
・法人二税超過課税の延長		170	180	190	200	740
・不動産売却などによる自主財源の確保		160	150	120	70	500
自 主 財 源 の 確 保 計		350	360	350	320	1,380
本県が独自に取り組む方策 計		690	720	710	680	2,800
・地方への税源配分を高める税制改革		110	880	890	920	2,800
・地方交付税制度の改革		50	50	50	50	200
地方税財政制度改革等の実現による方策 計		160	930	940	970	3,000
財 源 確 保 額 合 計	(100)	850	1,650	1,650	1,650	5,800 (5,900)

※ 平成17年度当初予算で見込まれる100億円の財源不足については、17年度内に効率的な執行や自主財源の確保に努めることで財源不足の解消を図っていきます。

●「財政健全化への基本方策」の取組み後の姿●

この「基本方策」に取り組んだ後の主な項目の構成比は、次のとおりとなりますが、なお一層の歳入確保、歳出抑制に取り組むことで、財政構造のさらなる改善を目指します。



おわりに

- 平成19年度以降の「三位一体の改革」の新たな動向が明らかになった段階で、改めて財政見通しを策定し、「基本方策」の内容を見直す必要も想定されます。そうした場合には、今回お示した、この「財政健全化への基本方策」も見直し、改訂する必要があると考えています。
- さらには、今回の期間中の財源不足を賄っても、本県の財政構造の根本的な課題を解決しない限り、今後とも財源不足に悩まされるのは必定ですので、常に財政健全化へ取り組むという意識を持ち続け、これまで以上に強い決意でこの「基本方策」を実行していく必要があります。これからの5年間、全職員が一丸となり、協力し合いながら是非とも財政健全化を実現していきます。

神奈川県総務部財政課予算システム班

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL 045-210-2262 FAX 045-210-8805

E-mail kenzenka.64@pref.kanagawa.jp

ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/zaisei/sisin/housaku.htm>